

平成 30 年 9 月 21 日

「特定悪臭物質の測定の方法」の一部を改正する案に対する
意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

1. 意見募集方法

(1) 意見募集期間

平成 30 年 6 月 26 日（火）～平成 30 年 7 月 25 日（水）

(2) 意見募集の周知方法

電子政府の総合窓口、環境省ホームページに掲載、記者発表

(3) 意見提出方法

郵送、ファックス又は電子メール

2. 意見募集の結果

(1) 意見提出数 : 3 名

内訳	郵送	ファックス	電子メール	計
個人	0	0	3	3
団体	0	0	0	0
計	0	0	3	3

(2) 整理した意見の総数 : 6 件

(3) 意見と意見に対する考え方について : 別紙のとおり

「特定悪臭物質の測定の方法」の一部を改正する案に対する意見の募集(パブリックコメント)実施結果について

No.	御意見		意見に対する考え方
	該当箇所	意見内容	
1	全般に関すること	試験方法にLC-MS法を採用しないのはなぜですか。他の別表においてもGC-MS法やLC-MS法が採用されていない方法があるのはなぜですか。	「特定悪臭物質の測定の方法」として、新たに採用が可能な分析手法については現在調査を進めているところです。調査の結果を踏まえ検討してまいります。
2	全般に関すること	第3の2 装置及び器具 (3) 高速液体クロマトグラフ分析装置の部分 HPLCの検出器は高速液体クロマトグラフは、吸光光度検出器を有するものであって、波長は360nmに設定することと規定されていますが、それと同等以上の感度を持つであろうと考えられるものLC/MSやLC/MSMSなどの使用もある条件が従えば使用できるような記述がってもよいのではと思います。 (例えば、検量線の最低濃度が検出されること。)	「特定悪臭物質の測定の方法」として、新たに採用が可能な分析手法については現在調査を進めているところです。調査の結果を踏まえ検討してまいります。
3	全般に関すること	別表第4 第3の1の(2) エタノール について エタノールは酸化によりアセトアルデヒドを生じる。もし、エタノールにアセトアルデヒドが混入していた場合、各アルデヒド標準溶液にエタノール由来のアセトアルデヒド-DNPH誘導体が混入することになる。従って、妨害ピークの確認試験では、エタノールのみをHPLCに注入するのではなく、DNPHを混合したエタノールをHPLCに注入し、アセトアルデヒド-DNPH誘導体のピークが生じないことを確認する必要があると考える。	具体的な装置や試薬、測定の手順における留意点などは、今後測定マニュアルを作成し、明確にしていきたいと考えています。

4	全般に関すること	<p>別表第4 第3の2の(3) 高速液体クロマトグラフ分析装置 について ア～エにある条件のうち、カラムおよび移動相の記載について、この内容でもって公定法に求められる結果の同一性を担保することが可能なのか極めて疑問である。また、カラムの規格に左右される移動相流速を1.0mL/min程度と一律に規定することは、適切であるとは考えにくい。分析条件は、別表第4の第1の方法のガスクロマトグラフ法のように、カラム充填剤の名称や移動相組成などを例示し具体性を有する表現とすることを検討頂きたい。</p> <p>なお、分析カラムの有無をカラムメーカー各社に確認したところ、現在条件を満たすものとして情報が得られたものは1社の1製品のみで、カラム充填剤名及び移動相組成(メーカー専用溶離液になっている)の一般名称が全く明らかにされていない状況である。現状での改正案に従った分析法導入検討は、事業者にとってあまりにも負担が大きいと思われる。これまでの検討過程を明らかにされるか又は測定方法マニュアルを作成し公表されることによって、本法がより有益なものとなり、広く利用されることを望む。</p>	<p>具体的な装置や試薬、測定の手順における留意点などは、今後測定マニュアルを作成し、明確にしていきたいと考えています。</p>
5	全般に関すること	<p>別表第4 第3の3の(4) 高速液体クロマトグラフ分析 について「高速液体ガスクロマトグラフ」との記述があるが、「高速液体クロマトグラフ」であろうかと考える。</p>	<p>ご指摘のとおり訂正いたしました。</p>
6	全般に関すること	<p>別表第一においては吸光度の測定にJIS K0170-1の適用が可能ではないのでしょうか。</p>	<p>JIS K 0170-1は、流れ分析法による水質試験方法を記載しているものですが、特定悪臭物質のうち硫黄系四物質以外は、排出水中の悪臭物質の濃度と大気中に蒸散した当該悪臭物質との濃度の関係が明らかでないため、排出水に関する基準(3号基準)が定められておりません。そのため、アンモニアについては排出水の測定法を定めておりません。今後も引き続き調査研究を行い、基準の策定に向けて、検討してまいります。</p>